

仕様書等に関する質問及び回答書

NO. 1

仕様書等に対する質問事項	仕様書等に対する回答
1 8(4)イについて、「宿泊日数等」とありますが、技術者1人あたり、1回あたりの「調査日数」が青森県側で3日、秋田県側で2日として設計されているという理解で良いでしょうか。 また、設計の調査日数を受注者の努力により短縮することは問題があるでしょうか。	1 8(4)イについては、技術者の宿泊費を、青森県側で1回当たり1人×宿泊日数3日、秋田県側で1回当たり1人×宿泊日数2日として明示し、これらに財務省令別表第2の宿泊費基準額を乗じることで、官積算宿泊費を計算できるよう記載しているものであり、調査日数を示しているものではありません。なお、宿泊日数は次式により計算しています。 $\text{宿泊日数} = \text{往復移動日数} + \text{滞在日数} - 1$ (宿泊日数は小数点以下切上げ整数止めとする) また、受注者の努力により調査日数を短縮することに問題はありませんが、宿泊費の設計変更方法が、受注者の宿泊実費総額と、官積算宿泊費を比較し、いずれか少ない費用と定められていることから、宿泊費及び宿泊手当については比較により変更契約が必要となる場合があります。 なお、宿泊費等の取扱いについては、「調査、測量、設計及び計画業務旅費交通費積算要領の制定について(平成28年3月31日付け27林整計第367号森林整備部長通知)」に基づき設計変更し対応させていただきます。



東北森林管理局